



JASDAQ

平成 20 年 4 月 22 日

各 位

会社名 株式会社 ビック 東海
代表者名 代表取締役社長 早川 博己
(J A S D A Q ・ コード 2 3 0 6)
問合せ先 常務取締役 管理本部長 笛木 桂一
(TEL 03-5687-3109)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

主な改定内容は、内部統制委員会の新設、反社会的勢力排除に向けた対応および金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する基本方針の明確化であります。

なお、改定後の「内部統制システムの整備に関する基本方針」は別紙のとおりであります。(変更箇所は下線で示しており、その他の部分は変更ありません。)

以上

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループ全体にわたる横断的な取組みとして「ビック東海グループ企業行動憲章」を定めるとともに、コンプライアンスの推進や財務リスクおよび業務リスク等の総括的な管理を目的とした「コンプライアンス・リスク委員会」、内部統制システムの整備、運用、評価および改善を推進するための「内部統制委員会」、および個人情報等の情報資産の保護を目的とした「情報セキュリティ委員会」等を設置することとする。

また、法令違反の未然防止、早期発見のため「内部通報制度規程」を定め、法的な問題については顧問弁護士を活用し、法令の遵守に努め、健全な会社経営のため反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、これらの不当な要求に関しては毅然とした姿勢で組織的に対応することとする。

取締役は、使用人の職務執行における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役会および取締役会において報告するものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報文書の取扱いについて、法令および「文書取扱規程」等に基づき、文書又は電磁的媒体に記録するとともに、その記録媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、保存期間に応じた閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全般を統括する組織として「コンプライアンス・リスク委員会」に「リスク管理委員」を設置し、経営における財務リスクおよび業務リスク等の危機管理等を総括的に管理する体制を整えることとする。

また、情報通信産業の一翼を担う当社としては、個人顧客および取引関係者などの情報資産をあらゆる脅威から守ることが当社の重要な責務であるとの認識に基づき、情報セキュリティ諸規程を制定するとともに、「情報セキュリティ委員会」を設置し、必要な対策を実施することとする。有事の際は、リスク管理および情報セキュリティ諸規程に従い、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備することとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を毎月1回開催し、また、必要に応じて臨時に取締役会を開催することで、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行うこととする。また、業務の運営について、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案のうえ実行するものとする。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社各社にコンプライアンス・リスク管理担当者、内部統制担当者および情報セキュリティ管理担当者を置くとともに、当社のコンプライアンス・リスク委員会、内部統制委員会および情報セキュリティ委員会がグループ全体を統括し推進する体制とする。

なお、経営管理については、関係会社管理規程に従い当社への事前協議および報告制度により子会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び子会社各社の財務報告の信頼性を確保するために内部統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価および改善を図るものとする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、監査役が必要とする時、監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

8. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

当社は、取締役および使用人が監査役会に報告すべき事項についての手続を定めることとし、当該手続に基づき当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役会に速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役会と監査役会との協議により決定する方法による。また、監査役会はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

9. その他監査役会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

当社は、内部通報制度規程の運用を適切に維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役会への適切な報告体制を確保するものとする。

以上

(制定) 平成 18 年 5 月 12 日

(改定) 平成 20 年 4 月 22 日